

## <自動車燃料費助成金請求から受け取りまでの流れ>

### ① 自動車燃料費助成金の請求

【受付期間】 助成該当年度の3月末日まで

※3月末日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、その直前の平日になります。

【提出書類】 (1) 上尾市自動車燃料費助成金支給申請書

※申請書用紙は下記の(2)を持って窓口にお越しいただいた際にご記載いただくか、上尾市ホームページから申請書用紙のダウンロードもできますのでご利用ください。郵送により申請書をご請求いただいてもかまいません。

(2) 燃料費(ガソリン、軽油)のレシート

**※上尾市内の給油所かつ助成対象期間内の日付のレシートに限ります。**

※助成金額に満たない場合は、実支出額の助成となります。

【請求先】 上尾市役所 障害福祉課 (TEL 048-775-5122)

上記の【提出書類】を上尾市障害福祉課(本庁舎2階)に直接窓口で提出または郵送  
郵送先：〒362-8501 上尾市本町3-1-1 障害福祉課 自動車燃料費担当 宛て

### ② 市の審査

市による提出書類の審査(請求内容の確認)

### ③ 助成金の受け取り

【支払先】 指定口座への振込

【振込日】 翌年度の4月中旬から5月中旬ごろ

【金額】 月額 500円(年度上限額 6,000円)

※年度途中で資格取得した方や資格喪失された方は助成対象期間分の受け取りになります。

例 9月に新規で資格取得(助成開始年月が9月となるため、9月から3月の7ヶ月分支給)

⇒年度上限額 3,500円

※資格喪失とは死亡、市外転出、手帳の等級変更等により自動車燃料費助成の対象にあてはまらなくなることです。

※申請内容に虚偽の記載、その他不正があった場合は、助成金の返還となります。